

社 保の栞

月中途の市町合併に伴う医療費・調剤費(生活保護単独分のみ)の 請求事務の周知について(通知)

広島県福祉保健部長
福祉指導室

平素より生活保護業務の運営に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

御承知のように、県内では市町村合併が進行しており、次のとおり、佐伯郡大野町及び宮島町が平成17年11月3日に廿日市市へ合併することとなっております。

合併に伴って生活保護の医療費等の負担責任が月中途に県から市に移行しますが、合併前後の1か月分の医療費総額を1枚の請求明細書で請求された場合、合併前までと合併後を区分して、それぞれの実施機関で費用負担をするためには、請求明細書の内容確認等が必要ですが、事実上不可能と考えられるため、合併月の医療券・調剤券は合併日を区切りとして、それぞれの公費負担者番号で2枚発行させていただくこととしております。

については、大変ご迷惑をおかけいたしますが、制度の規定をご理解いただき、合併月の生活保護費の医療費等の請求につきましては、合併前後の期間で区分し、それぞれの公費負担者番号ごとに請求明細書を2枚に分けて請求していただきますよう会員の皆様への周知をお願いいたします。

1 変更の概要

対象町名	合併予定日	公費負担者番号対応一覧	
佐伯郡大野町 及び 佐伯郡宮島町	17年11月3日	11月1日～11月2日	11月3日～
		12340014 (広島地域事務所)	12342911 (廿日市市福祉事務所)

2 注意していただく事項

生活保護受給者の医療券等は、合併期日を境に各々の実施機関が発行いたします(公費負担者番号が変わります)が、医療券等にある公費負担者番号を確認して請求明細書にご記入くださるようお願いいたします。

なお、併用分につきましては、従来どおり1枚の医療券等を送付いたしますので、医療券等にある公費負担者番号を確認して、1枚の請求明細書にてご請求をお願いいたします。

担 当：生活保護グループ：南田
電 話：082 513 3148(ダイヤルイン)
F A X：082 223 3572